

## 幸手市特別職報酬等審議会 議事録

1. 会議名：第1回 幸手市特別職報酬等審議会
2. 開催日時：令和7年10月2日（木）午後1時～午後2時30分
3. 開催場所：幸手市役所 3階 第1委員会室
4. 出席者
  - ・幸手市  
市長、総務部長、事務局（庶務課長、人事給与担当2名）
  - ・委員（名簿順で記載）  
梨本委員、中野委員、坂庭委員、谷野委員、出井委員、采谷委員、大澤委員
5. 会議内容
  - (1) 開会
  - (2) 市長あいさつ
  - (3) 会長の選出
  - (4) 会長あいさつ
  - (5) 諮問
    - 《諮問事項》
    - ① 幸手市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額は適正であるかどうか。」
    - ② 改定の必要があるとすれば、改定の額及び実施の時期をどのようにすることが適当か。」
  - (6) 議題
    - ① 幸手市市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料額について
    - ② その他

| 内 容   |   |
|-------|---|
| 事 務 局 | <p style="text-align: center;">＜ 委 嘱 式 ＞</p> <p>定刻となりましたので、審議会を開催したいと存じますが、開催前の時間をお借りしまして、特別職報酬等審議会委員委嘱式を執り行いたいと存じます。</p> <p>各委員の皆様におかれましては、順次、お名前をお呼びしますのでご起立ください。</p> <p>委嘱状は、木村市長よりお渡しいたします。</p> <p style="text-align: center;">－ 委嘱状交付 －</p>  |
| 事 務 局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、委員の皆様及び事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>先に、委員の皆様から自己紹介にてお願いいたします。</p>   |
| 委 員   | <p>－ 委員自己紹介 －</p>   |
| 事 務 局 | <p>次に、事務局職員を紹介いたします。</p> <p style="text-align: center;">－ 事務局職員自己紹介 －</p>   |
| 事 務 局 | <p>これで、委嘱式を終了いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、幸手市特別職報酬等審議会を開催にあたり、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">－ 次第、配布資料一覧、はじめに －</p> <p style="text-align: center;">－ 資料1 から 資料11 －</p> <p>以上、14点でございますが、不足資料等がございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">－ 確 認 －</p> <p>不足がないようですので、只今から、幸手市特別職報酬等審議会（第1回）を開会させていただきます。初めに出席委員数についてご報告いたします。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>本日は、委員 10 名中 7 名の委員の皆様にご出席いただいております。委員の過半数の出席を満たしておりますので、幸手市特別職等報酬審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本審議会が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、次第にそって進めさせていただきます。</p> <p>次第の (2)「市長あいさつ」になります。木村市長よりご挨拶申し上げます。市長よろしく申し上げます。</p>   |
| 市長  | <p style="text-align: center;">《 市長あいさつ 》</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、公私とも大変ご多忙中のところ、「特別職報酬等審議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、皆様方には、日頃より市政に対しまして格別なるご支援、ご協力をいただいていることを、この場をお借りいたしまして、改めて御礼を申し上げます。</p> <p>さて、皆様方に本日からご審議をお願いする事項は、当市の市議会議員の報酬及び市長、副市長、教育長の給料の額が適正であるか、また、それぞれ改定の必要があるとすれば、報酬額、給料額をどの程度に見直し、その改定期をいつにするのが適当であるかについてでございます。</p> <p>詳細につきましては、後ほど担当より説明をさせていただきますが、皆様方の忌憚のないご意見を頂戴できればと思っておりますので、ご審議のほど、お願い申し上げますとともに、今後も、皆様方には更なるご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本日は、第 1 回の会議でありますので、事前に皆様にご了承いただきたいことがございます。</p> <p>1 点目ですが、この会議は、会議の内容を会議録として書面にて作成させていただきます、その後、幸手市のホームページで会議内容を公表させていただきますと考えております。</p> <p>公表に際しては、個人情報等に配慮のうえ、必要な要約・表現調整を行います。録音の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>2 点目としまして、委員の皆様の名簿につきましても、お名前のみになりますが、公開の対象とさせていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。</p> <p>以上、2 点ですがよろしく申し上げます。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>つづきまして、次第の(3)「会長の選出」になります。本日は、委員の委嘱後1回目の会議ですので、会長が不在の状況です。したがって、会長が選出されるまでの間、総務部長に仮議長をお願いし、会長を選出させていただきたいと思っております。</p> <p>総務部長、お願いいたします。</p>  |
| 総務部長 | <p style="text-align: center;">《 会長の選出 》</p> <p>それでは、会長が選出されるまでの間、私が、仮議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>この審議会は、幸手市特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、会長を1人、委員の互選により定めることとしております。それでは、会長の選出につきましてですが、どなたかの推薦、あるいは、ご意見等がございましたらお願いします。</p> |
| 出井委員 | <p>事務局の考えはありますか。</p>   |
| 事務局  | <p>事務局の考えについてご意見をいただきましたので、事務局の考えについて案という形で説明させていただきます。</p> <p>今回、当審議会の会長として、幸手市立小中学校校長会の会長であります坂庭委員さんをお願いできればと考えております。</p>  |
| 総務部長 | <p>只今、事務局より幸手市立小中学校校長会の会長であります坂庭委員さんの推薦がされました。</p> <p>委員の皆様、いかがでしょうか？</p>  |
| 委員   | <p style="text-align: center;">— 異議なし —</p>  |
| 総務部長 | <p>ありがとうございます。それでは、坂庭委員さん、お引き受けいただけますでしょうか</p>   |
| 坂庭委員 | <p>わかりました。</p>   |
| 総務部長 | <p>ありがとうございます。それでは、委員の皆様の拍手をもってご就任をお願いしたいと思います。</p> <p>会長に、坂庭委員さんが選出されましたので、仮議長の任を解かさせて</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>いただきます。ご協力ありがとうございました。<br/>進行を、事務局に返します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>会長が選任されましたので、会長につきましては席の移動をお願いいたします。それでは、次第の(4)「会長あいさつ」に移ります。坂庭会長よろしくをお願いいたします。</p>   |
| 会長  | <p style="text-align: center;">《 会長あいさつ 》</p> <p>改めまして、皆様こんにちは。</p> <p>ただ今、ご指名をいただき、会長を仰せつかりました幸手市立小中学校長会の坂庭と申します。</p> <p>皆様方の慎重なるご意見を頂戴し、適切な答申ができるよう、当審議会を円滑に進めて参る所存でございますので、皆様方のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。</p>                          |
| 事務局 | <p>ありがとうございました、坂庭会長、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の(5)「諮問」に入りたいと存じます。</p> <p>木村市長から幸手市特別職報酬等審議会、坂庭会長に諮問書をお渡ししますので、坂庭会長、前をお願いいたします。</p>   |
| 市長  | <p style="text-align: center;">《 諮問書の交付 》</p> <p>幸手市特別職職員の報酬等の額について、幸手市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 幸手市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額は適正であるかどうか。</li> <li>2 改定の必要があるとすれば、改定の額及び実施の時期をどのようにすることが適当か。</li> </ol> |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。</p> <p>また、ここで、委員の皆様にご意見の発言をいただくため、木村市長におかれましては退席とさせていただきますことをご承知いただければと存じます。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>それでは、準備が整いましたので、再開させていただきます。<br/>議事の進行につきまして、坂庭会長にお願いいたします。</p>  |
| 会長  | <p>それでは、しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。<br/>円滑に議事が進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。<br/>まず、幸手市特別職報酬等審議会条例第4条第3項に定められておりますとおり、私から職務代理者を指定したいと思います。<br/>職務代理者として、幸手ロータリークラブ会長の谷野（たにの）委員さんをお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。<br/>では、次第の6「議題 (1)幸手市市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について」事務局から説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p style="text-align: center;">《 資料1から資料11 説明 》</p> <p>それでは、資料の説明をさせていただきます。<br/>配布資料の「資料1 幸手市特別職報酬等審議会委員名簿」の説明をさせていただきます。こちらは、報酬審議会の委員名簿となっており、市内各種団体の代表の方を基準に、10名の委員に委嘱しております。<br/>続きまして、「資料2 幸手市特別職報酬等審議会条例」のご説明をさせていただきます。本日の審議会はこの条例に基づいて開催しております。条例の内容について、簡単に説明させていただきます。<br/>まず、第2条では、議員報酬、市長、副市長、教育長の給料の額に関する条例案を議会に提出するときは、あらかじめ、報酬審議会の意見を聞くものとするとして規定しております。<br/>続きまして、第3条では、審議会の委員は、10名以内とし、幸手市の区域内の公共的団体などの代表者その他住民の中から任命すると規定しております。<br/>続きまして、第4条では、審議会の会長は、委員の互選ということで、委員の中から選ぶということが規定されております。<br/>続きまして、第5条では、審議会を開催する要件として、委員の過半数の出席が必要であると規定しております。<br/>以上が条例の概要でありまして、この審議会運営の根拠となるものです。</p> |
| 事務局 | <p>続きまして、「資料3 幸手市特別職報酬等の改定経過」について説明させていただきます。<br/>① の特別職の報酬・給料改定経過をご覧ください。</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>表頭左の項目におきましては、上から議長、副議長、委員長、議員、実施の適用年月日、そして、市長、副市長、教育長と適用年月日を記載しております。</p> <p>その右の改正前は、昭和 62 年 12 月から適用された月額報酬額を記載しております。そこから、平成元年から平成 28 年までの改定状況を続けて記載しております。</p> <p>前々回の平成 10 年度については据え置き、前回の平成 28 年度におきましては、市議会議員等の報酬及び給料改定が行われております。</p> <p>答申では、議員につきましては、県内同規模団体の状況や市の人口規模などを考慮したものとしております。</p> <p>また、市長等につきましては、勤務形態が一般職の職員と類似するため、人事院勧告を基本とした給料改定状況を考慮し、ともに平成 8 年度と比べて増額となりました。</p> <p>続いて、②一般職の給料改定の経過について説明させていただきます。一般職とはわれわれ市職員のことをいいますが、市職員の給料改定は、国家公務員の給料改定の元となる人事院勧告を踏まえて、実施しております。</p> <p>一般職の給料については、幸手市の改定状況と人事院勧告の内容を平成 26 年度から令和 7 年度まで記載しております。</p> <p>近年の人事院勧告につきましては、令和 6 年度に、民間企業の賃上げや人材確保の必要性を受け、初任給や若年層を中心に本給を底上げし、期末・勤勉手当も増額となりました。そして、令和 7 年度においても令和 6 年度同様に、民間企業の賃上げが続くなかで、人材獲得競争がさらに激化したことに加え、比較する民間企業の規模を拡大した影響もあり、前年に引き続き、引上げとなっております。</p> <p>なお、幸手市の令和 7 年度の給与改定につきましては、12 月議会で条例案を議会に提案予定となっておりますので、改定率については、決定されていないため、未定と記載しております。</p> <p>資料 1 から 3 までの説明は以上となります。</p> <p>続きまして、「資料 4-1 市議会議員の【報酬月額】及び【年額】一覧」についてご説明させていただきます。</p> <p>こちらは、埼玉県内全 40 市の令和 7 年 4 月 1 日時点での市議会議員の報酬の一覧となります。</p> <p>審議を行うにあたり、そもそも現行の幸手市の報酬額は、近隣市を含め、県内でどれくらいの位置にあるのかわかるように、一覧としてまとめております。</p> |
|------------|---|

|            |  |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>表としましては、表頭左から、各自治体の人口数を順位付けしており、その右に議長、副議長、委員長、議員について、上から金額が高い順に、月額と期末手当を含めた年額を掲載しております。</p> <p>色塗りされた部分が幸手市となりまして、幸手市の状況についてご説明させていただきます。</p> <p>まず表の左から見ていただきますと、人口は令和7年4月1日時点で48,630人、40市中40位となっています。</p> <p>続いて、議長の月額につきましては、40市中33位で432,000円、年額は31位の7,568,640円となっております。</p> <p>同様に、副議長の月額は40市中31位382,000円、年額が30位で6,692,640円となっております。</p> <p>続いて、委員長は、月額が33位で365,000円、年額が31位で6,394,800円となっております。</p> <p>続いて、議員は、月額が34位で353,000円、年額が33位で6,184,560円となっております。</p> <p>続いて、表の一番右側は現行の報酬について施行される適用年月日を掲載しております。幸手市につきましては、平成29年4月1日から現行の報酬額を運用しております。</p> <p>続きまして、資料4-2についてご説明させていただきます。</p> <p>こちらは、先ほどの資料では県内40市の一覧となっておりますが、幸手市と同様、より規模の小さい人口75,000人以下の自治体を抜き出して、①「同規模団体」としてグループ化したものとなります。また、②としましては、総務省が人口規模や産業構造の近い自治体をグループ分けする「類似団体」について、幸手市と同様の自治体をまとめたものになります。</p> <p>なお、「類似団体」におきましては、埼玉県内では、幸手市のみのため、関東圏内まで範囲を広げ、幸手市と同様の団体5市について掲載をしております。</p> <p>そして、資料4-2につきましては、同規模団体と類似団体それぞれで平均値を掲載しております。</p> <p>①同規模団体におきましては、まず、幸手市の議長の月額は432,000円とあり、同規模団体での議長の平均値が430,800円となっていることから、同規模団体での平均値とほぼ同水準となっていることが伺えます。</p> <p>その他、年額では、幸手市は7,568,640円となっており、平均値が7,530,383円、</p> <p>続いて、副議長の月額が幸手市では382,000円、平均値では、374,800円、</p> |
|------------|--|

|            |  |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>年額は幸手市が 6,692,640 円で平均が 6,551,305 円、</p> <p>続いて、委員長の月額が 365,000 円、平均が 359,700 円、年額は、幸手市が 6,394,800 円で平均が 6,287,377 円</p> <p>続いて、議員の月額は幸手市が 353,000 円、平均が 351,400 円、年額が幸手市は 6,184,560 円で平均は 6,138,663 円となっております。</p> <p>埼玉県内の同規模団体で比較しますと各々において平均値と近く、順位的にも高くもなく、低くもないことが伺います。</p> <p>次に、「類似団体」についてご説明いたします。</p> <p>まず、議長におきましては、月額で幸手市 432,000 円で平均が 406,333 円、幸手市の年額が 7,568,640 円、平均が 7,015,764 円、</p> <p>続いて、副議長の月額は幸手市が 382,000 円、平均が 350,833 円、幸手市の年額が 6,692,640 円、平均が 6,058,749 円、</p> <p>続いて、委員長の月額は幸手市が 365,000 円、平均 330,000 円、幸手市の年額が 6,394,800 円、平均が 5,699,230 円、</p> <p>続いて、議員の月額は幸手市が 353,000 円、平均 327,500 円、幸手市の年額が 6,184,560 円、平均 5,655,490 円となっております。</p> <p>類似団体の区分として神奈川県や千葉県の自治体も同様のグループではありますが、人口規模が 15,000 人から 48,630 人までの広がりがあるため、この中で人口規模の多い幸手市は平均値よりも高い金額となっているものと考えられます。</p> <p>続いて、「資料 5 - 1 市長、副市長、教育長の給料月額及び年額一覧」についてご説明いたします。</p> <p>こちらは、市長、副市長、教育長の給料についてまとめた一覧となっております。先ほどの資料 4-1 と同様の構成となっております。</p> <p>先ほどと同様に、表の一番左を人口としております。</p> <p>次に、一つ右の項目に市長の月額及び年額で上から順に記載しております。</p> <p>幸手市長は月額一番下の 40 位 839,000 円となっております。</p> <p>続いて、副市長につきましては、幸手市は 40 市中 37 位の 727,000 円、年額は、36 位の 12,737,040 円、</p> <p>続いて、教育長につきましては、月額で 40 市中 30 位の 696,000 円、年額が 40 市中 30 位の 12,193,920 円となっております。</p> <p>つぎに、資料 5 - 2 同規模団体、類似団体での一覧をご説明いたします。</p> <p>こちらは、資料 4 - 2 同様に人口 75,000 人以下の自治体と、幸手市との類似団体で比較した表となっております。</p> <p>同規模団体における、市長は幸手市では、月額 839,000 円で平均は</p> |
|------------|--|

|            |   |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>870,300 円、年額は 14,699,280 円で平均は 15,231,516 円、<br/>     続いて、副市長は幸手市が 727,000 円で平均が 740,700 円、年額が 12,737,040 円、平均が 12,963,234 円、<br/>     続いて教育長においては、幸手市が 696,000 円で平均が 691,600 円、年額が 12,193,920 円、平均が 12,104,094 円となっております。<br/>     市長、副市長、教育長、それぞれ平均値と比べても、人口規模を考慮すると、それほど大きな差はなく、高いとも低いとも言えないことが伺えます。順位的にも、真ん中、もしくは下を推移しております。<br/>     続いて、②類似団体では、市長、副市長、教育長の月額及び年額は上から 2 番目で平均金額よりも高いことが伺えます。<br/>     この点、資料 4-2 同様に、類似団体では、人口規模が 15,000 人から 48,630 人までの広がりがあるため、この中で人口規模の多い幸手市は平均値よりも高い金額になっているものと考えられます。<br/>     続いて、「資料 6 市議会議員の期末手当及び役職加算率一覧」は年額に含まれている手当の詳細になります。<br/>     表の構成としましては、先ほど同様に表の左から人口の順位があり、議長、副議長、委員長、議員の順に期末手当の報酬月額の相当する数値と期末手当に含まれる役職加算率の数値を掲載しております。<br/>     幸手市の位置としましては、表の中断やや下にありますが、他市の過半数と同様に 4. 6 カ月分、役職手当も 20% となっております。<br/>     続いて、「資料 7 市長、副市長、教育長の期末手当及び役職一覧」につきましても、先ほど同様、他市の過半数同様に、期末手当は給料の 4. 6 カ月分で役職加算率も他市の過半数と同様となっております。<br/>     続いて、「資料 8 市議会議員、市長等の地域手当及び通勤手当一覧」になっております。<br/>     幸手市については、ハイフンが記載されているのみとなりますが、手当の支給が無い場合は各項目にハイフンの記号を示しております。こちらの手当につきましても、他自治体も、幸手市同様に、支給していない運用が多いことが伺えます。<br/>     続いて、「資料 9 政務活動費及び議員定数」につきましても、県内全市の政務活動費と議員定数についてまとめております。<br/>     上から人口順に自治体を記載しており、こちらの表にありますとおり、交付対象として、会派及び議員を対象とするほか、会派、議員のどちらかの場合がございます。<br/>     また、交付額は議員一人あたりの月額を記載しており、幸手市は月額 1 万円となっております。月額 1 万円は全体として一番低い金額となっております。</p> |
|------------|---|

事務局

り、その他だと、行田市と日高市が幸手市と同様1万円となっております。

続いて、表の一番右、議員定数につきましては、幸手市は条例及び実数としても15名となっており、県内だと羽生市、志木市に次いで3番目に少ないことが伺えます。

続いて、資料10からは財政面での資料となります。

「資料10 予算及び財政力指数一覧」では、各自治体の「人口」のほか、「ラスパイレス指数」と予算、財政力指数を掲載しております。

また、予算の欄は千円単位の金額となっており、幸手市の場合だと、192億9千万円で40市中40位となっております。

なお、「ラスパイレス指数」や「財政力指数」などの言葉がありますが、こちらは、次の「資料11 幸手市の財政状況」でご説明させていただきますので、資料11をご覧ください。

こちらでは、財政力指数をはじめとして、各項目について令和3年度から令和6年度までの数値をまとめております。

各用語の説明は資料にございますが、まず、財政力指数につきましては、市の自主財源で、どの程度の行政サービスを賄えるのかを表しております。1.0以上だと、国から交付されるお金である地方交付税への依存が比較的低いとされており、数値が高いほど望ましいものとなります。幸手市の場合、令和6年度の場合、40市の平均の0.82よりも低い0.68となっております。

続いて、経常収支比率をご覧ください。経常収支比率とは、地方税や国からの普通交付税など毎年の収入に対し、人件費や生活保護費など決まった支出が占める割合のことをいいます。この数値が低いほど、財政に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあるといえます。そのため、数値が低いほうが望ましいものとなります。

幸手市では、令和3年度85.3%が令和6年度では93.8%となっておりますので、直近では比率が高まっているため、財政の弾力性が低下している状況にあります。

続いて、実質公債費比率は、借金の返済に財政のどのくらいの割合を使っているかを表す指標となります。この場合、数値が高いほど、借金返済の負担が大きく、財政の自由度が低いため、数値が低いほど望ましいものとなりますが、幸手市の場合、令和3年度から令和6年度にかけて数値が高くなっているため、こちらも数値の方向性としては望ましくない方向となっております。

続いて、将来負担比率につきましては、将来にわたって、返していかなければならない借金や負債や負担の大きさを表す指標となります。そのた

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>め、数値が低いほうが望ましいとされておりますが、令和3年度から6年度にかけて、数値が低くなっているため望ましい方向にあるといえます。</p> <p>続いて、積立金現在高につきましては、市の貯金額となりますので、高い数値が望ましいとされております。幸手市の場合は、令和3年度から令和6年度にかけて増加しているため、望ましい方向で推移しておりますが、今後、庁舎建設やその他の公共施設の老朽化などの課題もあることから一概に安心できるものではございません。</p> <p>続いて、地方債現在高につきましては、市の借金額となりますので、数値が低いほうが望ましいものであり、令和3年度から令和6年度にかけて、約24億円減少しております。</p> <p>続いて、ラスパイレス指数は国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した数値となります。幸手市の場合は、100を下回っているため、国の水準を超えた過大な支給とはなっておりません。</p> <p>以上を踏まえますと、総合的には、幸手市の財政状況は全国水準で見た場合は決して悪い状況ではありませんが、公共施設の老朽化など、建物・インフラの維持整備や高齢化等による社会保障関係経費の増加、そのほか生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などの課題もあるため、今後も予断を許さない状況であるともいえます。</p> |
| 事務局 | <p>以上で、資料の説明となりますが、これから審議をしていただくにあたりましては、主に、資料4と5が参考になるかと存じます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>   |
| 会長  | <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>委員の皆様からご質問等ありましたらお願いいたします。</p>  |

| 審議内容 |   |
|------|---|
| 梨本委員 | <p>資料7について、期末手当が低いところ例えば、川口市の年額については、月額と期末手当の数値の合計と合わないと思うが、どのような計算になりますか。</p>    |
| 事務局  | <p>川口市については、資料8をみていただくと、期末手当のほかに地域手当と通勤手当があるため、その分も含めているため、月額と期末だけの年額とは限りません。</p> |
| 補足   | <p>補足としまして、今回配布した資料は、前回の平成28年度の際と同じ</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>ような資料をお配りさせていただいております。</p> <p>特別職の報酬や給料は国で決まった計算式などはなく、各市町村で決定するため、このような審議会を開催して審議いただいております。</p> <p>そのため、比べるとしたら、埼玉県内の同規模団体もしくは関東圏内ではあるが、類似団体との比較があります。</p> <p>なお、幸手市は、同規模団体や類似団体と考えると、ほぼ同水準を推移していることが伺えます。</p>  |
| 出井委員 | <p>昨今の物価高などの動きがあるが、他市町村の状況（改定）は如何か。</p>   |
| 事務局  | <p>幸手市以外からも特別職の報酬に関する調査があるため、幸手市と同じようにいくつか見直しを検討する自治体があることは把握しております。</p>  |
| 谷野委員 | <p>これまで、人口レベルの話をしているが、税金に対しての報酬はどうなっているのか。また、人口はひとつのバロメーターであって、少なければ何かしらの理由があるかもしれないし、人口が上がるところにも理由があると考えています。人口以外にも税金に対して、変動するのも良いのではないか。また、賃上げをしている話（人事勧告）もあったが、国やメガ企業ではあるかもしれないが、中小企業からすると賃上げ…？と感じます。私は賃上げの実感はなく、賃上げはメガ企業の話であるため、比較対象の物差しを変えたほうがいいかもしれません。そして、今回の資料では物差しが限定されているようにも感じるため、これに対して、報酬が適当かどうかは答えづらい。</p> <p>また、人口推移が減っている中で報酬が上がるのは逆行しているのではと思います。市長は給料を減額して頑張られていると思うが、仁徳天皇がやったように、税金が上がらないから3年間免除するといったようなことが、市内や近隣でもあればすごく良いなと思います。</p> <p>また、議長になったからいくら、議員になったからいくらなど、固定化されているが、相対評価があつて良いと思います。</p> <p>これは意見なので聞き流してもらえればいいですが、任期の中で公約がどれくらい達成できているのかで報酬を決めると良いのではないかと思います。</p> |
| 出井委員 | <p>私もその意見に賛成。報酬は成果に対して払われるもの。実力で評価されるべきだと思います。その他、幸手市はふるさと納税を行っていますか。</p>   |
| 総務部長 | <p>ふるさと納税は担当課が力を入れてやっています。幸手市は米どころで</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>あるため、ふるさと納税はお米がメインであり、社会的な需要もあって伸びています。</p> <p>また、成果報酬については、いろんな考え方があるかもしれないが、市長や議員には「選挙」があります。</p> <p>そのため、4年間の成果について後払いなどではなく、どなたが選挙で選ばれても、基準となる金額を保証するという指標が必要になります。</p> <p>また、「公務」は利益を追求するものではなく、公務員では、人事院勧告が指標になり、それしか物差しがありません。</p> <p>そして、人事院勧告は上がる一方ではなくて、民間と比較した時に民間が下がっていれば、公務員も下がるようになっています。</p> <p>国家公務員の給料と比較するラスパイレス指数についても、幸手市は国の給料の基準に対して下回っている状況のため、国家公務員と比較して過大な支給はしていない状況です。</p> <p>なお、前回の平成28年度の審議会において、定期的な開催をするようご意見があったが、定期的な開催ができておりませんでした。要因としては、コロナによって3年間会議ができなかった経緯がございます。</p> <p>この審議会の場におきましては、事務局から「高い」あるいは「低い」を提示するわけではなく、まず幸手市の現行報酬等が妥当かどうかをご審議いただきたいと思います。</p> <p>なお、今後、3年に一回は審議会は実施したいと考えています。</p> |
| 谷野委員 | <p>先日、北公民館で行われた交通安全大会についてだが、受付もなく、前と比べて簡素化されたと感じ、設えは残念に感じました。</p>  |
| 総務部長 | <p>交通安全大会については、気温の上昇や高齢化もあり、街中を歩かせることは危険であるため、現状のようにしている経緯がございます。</p> <p>交通安全大会の設えの件については、関係課に伝えます。</p>  |
| 谷野委員 | <p>気温上昇というのであれば、もっと涼しい時期にやったらいいと思います。</p>  |
| 総務部長 | <p>交通安全大会は、秋の交通安全運動の出発としてやっているもので、本来は警察が主体となって行っているため、市の事業として行っているわけではありません。</p>   |
| 中野委員 | <p>参考までに教えてほしいが、資料11について、財政力指数が下がって</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>おり、経常収支比率は上がっているため、自由に使えるお金がなくなってきている状況である。これに当たり、何かできなくなるものなどの影響はありますか。</p> <p>幸手市 0.68 で県内平均 0.82 より低い、財政力指数は、自主財源でどこまで行政サービスが賄えているかを示しているところ、市民サービスがとどらないように、国からの交付金である地方交付税があります。幸手市では、その交付金を活用して市政運営を行っておりますので、今のところ支障があるものはございません。</p> <p>— その他、質問なし —</p> |
| 会長   | <p>ここで、事務局から、一通りの説明がありました。それでは、具体的に、この審議会で審議しなくてはいけない事項を審議していきたいと思えます。</p> <p>まずは、市議会議員等の報酬についてですが、委員の皆様順番にお聞きしたいと思います。各委員に対して市議会議員及び市長等の報酬、給料について改正する必要があると思うか、各自意見を頂戴します。</p> <p>市議会の議員の報酬について、高いと思うか、低いと思うか、妥当であると思うか。</p>                                       |
| 梨本委員 | <p>給料が下がる時代もあったかもしれないが、物価は上がるのが当然の時代もあった。物価が上昇している世の中の動きからしても上げるべき。</p> <p>→「上げるべき」</p>   |
| 中野委員 | <p>幸手市が県内で一番人口が少ないのは知らなかった。その分、税収等も大変なのかと思うが、同規模団体と比べると特段差がないのもあり、大きくは判断つかないところもあるが、物価高の関係もあるため、下げるべきとは思わない。</p> <p>→「妥当」もしくは「上げるべき」</p>  |
| 谷野委員 | <p>いろいろと意見は言ったが、下げる方向ではない。妥当もしくは上げるべきと考える。</p> <p>→「妥当」もしくは「上げるべき」</p>  |
| 出井委員 | <p>妥当もしくは上げる方向で進めるべきと考える。</p> <p>→「妥当」もしくは「上げるべき」</p>   |
| 采谷委員 | <p>報酬等を約 10 年上げていないということと、物価の上昇もあるので、妥当あるいは上げる方向で考えるべきと思う。</p> <p>→「妥当」もしくは「上げるべき」</p>  |
| 大澤委員 | <p>人口規模的にみても妥当だと考える。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
|       | →「妥当」   |
| 会 長   | <p>まとめると、</p> <p>「上げるべき」と答えた方が1名。</p> <p>「妥当である」と答えた方が1名。</p> <p>「妥当もしくは上げるべき」が4名。</p> <p>次に市長、副市長、教育長について、給料を改正する必要があるか各委員に伺います。</p> |
| 梨本委員  | その前に、市長等の給料は、人事院勧告で動くことはあるのか。   |
| 事 務 局 | 特別職の市長、副市長、教育長は基準がない。そのため、人事院勧告とリンクするように考えなくても問題ない。   |
| 梨本委員  | <p>そうであれば上げてしかるべきと考える。乱暴な意見になるが、給料が高い市町村のイメージは良いと考える。景気は気から。</p> <p>→「上げるべき」</p>  |
| 中野委員  | <p>市長が40市中40位のため、少し上がってもいいのかなと考える。教育長は若干平均より上であるが、それほどではないので、全体的に上げてもいいのではないかと思う。</p> <p>→「上げるべき」</p>                                 |
| 谷野委員  | <p>色々意見は言ったが、「妥当ないし上げるべき」と考える。</p> <p>→「妥当もしくは上げるべき」</p>  |
| 出井委員  | <p>教育長だけ少し位置が上だが、前から高いのか。幸手市の教育レベルがそんなに高くないので、その評価の中では、据え置きだと考える。全体で据え置き（妥当）と考える。</p> <p>→「妥当」</p>                                    |
| 采谷委員  | 市長の給料について、公約の減額が基準になって改正になるのか。  |
| 事 務 局 | 市長の任期中の限定的なもの。上がる場合は、元の金額を上げた上で30%減額になります。  |
| 采谷委員  | <p>上げていいと考える。</p> <p>→「上げるべき」</p>   |
| 大澤委員  | <p>人口的にみて妥当だと考える。</p> <p>→「妥当」</p>  |
| 会 長   | <p>全体的に上げるべきというお考えが多かったように思える。</p> <p>→ 上げるべき 3名</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>妥当もしくは上げる 1名<br/>妥当 2名</p>  |
| 会 長  | <p>ここで、事務局の説明をもとに各委員さんの考えをお聞きしたわけですが、当審議会に諮問されました諮問書の1項目目の「報酬、給料の額が適正であるか」について、当審議会の基本的な方針、具体的に申し上げますと、「現在の額を改正する必要がある（適正ではない）のか、改正する必要がある（適正である）のか」ということについて決定していきたいと考えています。</p>  |
| 会 長  | <p>それでは、確認させていただきます。</p> <p>現在の市議会議員の報酬の額並びに市長・副市長及び教育長の給料の額について、改正する必要があると思われる委員の挙手をお願いできますでしょうか。</p> <p>— 挙手少数 —<br/>挙手された方が少数となっております。</p> <p>次に、改正する必要があると思われる委員の挙手をお願いします。</p> <p>— 挙手多数 —<br/>挙手された方が多数となっております。</p>   |
| 会 長  | <p>次に「改正する必要がある」ことについて具体的に、1つずつ確認させていただきます。</p> <p>まずは、現在の議長の報酬の額について、改正する必要がある。と思われる委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(以下のとおり、1つずつ確認)。</p> <p>《改正する必要がある》</p> <p>議長 — 挙手多数<br/>副議長 — 挙手多数<br/>委員長 — 挙手多数<br/>議員 — 挙手多数<br/>市長 — 挙手多数<br/>副市長 — 挙手多数<br/>教育長 — 挙手多数</p> <p>従いまして、「改正の必要がある」ということで話を進めさせていただきます。</p> |
| 会 長  | <p>次に、改正する時期について、増額する額とその時期について伺いたいと考える。各委員からご意見を頂戴したい。</p>  |
| 梨本委員 | <p>事務局からの案はないのか。倍でも良いと言ったとしても予算の制限も</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | あるのではないか。   |
| 事務局  | <p>本日は、委員の意見をお伺いして、改正する必要がある旨のお考えをお伺いし、具体的にどれくらいをイメージしているのかをお伺いできればと思います。</p> <p>次回、委員の意見を基に案をお示ししたいと考えております。</p>   |
| 梨本委員 | <p>まず、次回の審議会が10年空くのか、空かないのかで前提が違ってくる。そこを確認したい。</p>  |
| 総務部長 | <p>市としては、3年に1回は審議会を開催し、審議をいただきたいと考えているが、それは、必ず改定をしたいから開催するというわけではなく、近隣等の状況も含めて妥当なのかをお諮りしたい。</p> <p>金額もあるが、資料4、5などをみていただき、どこの自治体と同じぐらいなどでも参考になる。また、3役のバランスもとるため、お聞かせいただければと思います。</p> |
| 梨本委員 | <p>定期的な開催で、ある程度変わるという前提であれば、数パーセント程度で少ない金額でいいと考える。</p>  |
| 中野委員 | <p>平成28年度以降、見直しを行っていないとの説明があったが、その他の自治体などの変化具合は把握しているのか。</p>  |
| 総務部長 | <p>資料4-1などにある適用年月日が、見直しを実施した次期になっております。幸手市は平成29年4月1日からの実施ではあるが、表をみると、幸手市だけ見直しが行われていないという状況ではございません。</p>   |
| 中野委員 | <p>そうすると、他もベースアップしてくるということを考えなければいけない。</p>  |
| 会長   | <p>現時点において、各委員からご意見を伺うのは難しいと思われるので、次回、事務局から皆様のご意見に基づいて、改正の具体的な金額、時期についてまとめたものをご覧いただいた上で、具体的な検討を行うことでよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員長  | <p>— 意義なし —</p> <p>それでは、次回までに、事務局にて案を作成いただくようお願いいたします。その他、議題2のその他について、事務局から何か説明等がありますか。</p>   |
| 事務局  | <p>— その他、説明なし —</p>   |

|   |   |
|---|---|
| 会 長   | <p>それでは、本日の審議会の審議について以上とし、進行を事務局にお返しします。</p>  |
| 事 務 局   | <p>委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。</p> <p>次回、第2回目の審議会の予定ですが、10月23日（木）午後1時からとさせていただきます。</p> <p>また、会場につきましては、本日と同じこの場所になりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">— 閉 会 —</p> |
| <p>会議の概要に相違がないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和 7 年 10 月 9 日</p> <p style="text-align: right;">会 長 <u>坂庭正浩</u></p> <p style="text-align: right;">○ 職務代理者 <u>谷野友昭</u></p> |   |